

令和 8 年

9 月加賀市議会定例会議案

令和8年9月加賀市議会定例会議案

－ 目 次 －

議案番号	件名	頁
議案第42号	令和8年度加賀市一般会計補正予算	別冊
議案第43号	令和8年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第44号	令和8年度加賀市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第45号	令和8年度加賀山中温泉財産区特別会計補正予算	別冊
議案第46号	令和8年度加賀市病院事業会計補正予算	別冊
議案第47号	令和8年度加賀市水道事業会計補正予算	別冊
議案第48号	令和8年度加賀市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第49号	加賀市市民栄誉賞表彰条例について	1
議案第50号	山中温泉文化会館及び山中児童センターの廃止等に伴う 関係条例の整理に関する条例について	3
議案第51号	加賀市営住宅条例の一部改正について	6
議案第52号	加賀市水道事業給水条例の一部改正について	8
議案第53号	加賀市公共下水道条例の一部改正について	10
議案第54号	加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例 の一部改正について	12
議案第55号	加賀市地域下水道条例の一部改正について	14
議案第56号	令和7年度加賀市決算認定について	16

議案第57号	令和7年度加賀市病院事業会計決算認定について	17
議案第58号	令和7年度加賀市水道事業会計決算認定について	18
議案第59号	令和7年度加賀市下水道事業会計決算認定について	19
議案第60号	請負契約の締結について	20
議案第61号	請負契約の締結について	22

議 案 第 4 9 号

加賀市市民栄誉賞表彰条例について

加賀市市民栄誉賞表彰条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市市民栄誉賞表彰条例

(目的)

第1条 この条例は、広く市民から郷土の誇りとして敬愛され、社会に明るい希望を与え、本市の名を高めたものについて、その栄誉をたたえ、表彰することにより、市民のふるさと意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、スポーツ、文化、芸術、学術その他の分野で輝かしい活躍をし、前条の目的に照らして適当と認められるものについて、市長が行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、本市に居住し、若しくは居住していた個人若しくは本市に所在している団体又は本市に特別の縁故のある個人若しくは団体であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) スポーツ、文化、芸術、学術等の分野において国際的又は全国的に高く評価

される榮譽を受けたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、社会に明るい希望を与え、その功績が特に顕著であると認められるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、記念品及び金品を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行う。

(選考)

第6条 市長は、被表彰者を選考しようとするときは、加賀市表彰条例(平成17年加賀市条例第224号)第8条の加賀市表彰者等選考審査委員会に諮問するものとする。

(表彰の取消し)

第7条 市長は、被表彰者が本人の責めに帰すべき事由により、著しく榮譽を失墜し、市民の敬愛の対象としてふさわしくないと認められるときは、表彰を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 5 0 号

山中温泉文化会館及び山中児童センターの廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例について

山中温泉文化会館及び山中児童センターの廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

山中温泉文化会館及び山中児童センターの廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例

(加賀市立文化会館条例の一部改正)

第1条 加賀市立文化会館条例(平成17年加賀市条例第110号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加賀市文化会館条例

第1条中「文化会館」を「加賀市文化会館(以下「文化会館」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加賀市文化会館

位置 加賀市山代温泉北部2丁目68番地

第4条第1項中「加賀市文化会館」を「文化会館」に改め、同条第2項を削る。

第16条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

附則第4項中「第4条第1項」を「第4条」に、「加賀市文化会館」を「文化会館」に改める。

附則第5項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2第1項中「加賀市文化会館」を削り、同項の表備考第1項中「当該入場料」を「この表に定める金額」に改め、別表第2第2項中「加賀市文化会館」を削り、同項の表備考第1項中「加賀市文化会館」及び「、第5項」を削り、別表第2を別表とする。

別表第3を削る。

(加賀市地区会館条例の一部改正)

第2条 加賀市地区会館条例(平成17年加賀市条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表第1加賀市立山中温泉地区会館の項中「山中温泉西桂木町ト5番地1 山中温泉文化会館内」を「山中温泉西桂木町ト19番地1 山中図書館内」に改める。

(加賀市公民館条例の一部改正)

第3条 加賀市公民館条例(平成17年加賀市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の部加賀市立山中温泉公民館の項中「山中温泉西桂木町ト5番地1」を「山中温泉西桂木町ト19番地1 山中図書館内」に改める。

(加賀市老人福祉センター及び児童センター条例の一部改正)

第4条 加賀市老人福祉センター及び児童センター条例(平成17年加賀市条例第121

号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(山中児童センターのプラネタリウム(以下「プラネタリウム」という。)を除く。)」を削る。

第7条第1項各号を次のように改める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(こどもの日を除く。)

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

第8条中「(プラネタリウムを除く。以下同じ。)」を削る。

第16条から第18条までを削り、第19条中「観覧料及び」を削り、同条を第16条とし、第20条から第22条までを3条ずつ繰り上げる。

附則第6項中「、第16条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第17条中「観覧料」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、観覧料の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第18条中「指定管理者」とあるのは「市長」と」を削り、「第19条」を「第16条」に、「第20条」を「第17条」に、「第21条」を「第18条」に改める。

別表第1山中児童センターの項中「山中温泉西桂木町ト10番地1」を「山中温泉湯の出町レ11番地 山中総合福祉センター内」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 51 号

加賀市営住宅条例の一部改正について

加賀市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市営住宅条例の一部を改正する条例

加賀市営住宅条例(平成17年加賀市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第11条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 第1項第1号の連帯保証人が保証する極度額は、入居時における家賃の12月分に相当する額とする。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務(以下この項において「家賃債務」という。)を保証することを業として行う者をいう。以下この項において同じ。)のうち、市長が指定するものと家賃に関する保証委託契約(家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。)を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって請書の連帯保証人の連署に代えることができる。

- 5 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書の連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 5 2 号

加賀市水道事業給水条例の一部改正について

加賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

加賀市水道事業給水条例(平成17年加賀市条例第200号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第27条関係)

水道料金基礎額算定表

用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金(1月につき)		
				水量区分		
		水量	料金	8m ³ を超え 50m ³ 以下	50m ³ を超え 1,000m ³ 以下	1,000m ³ を超 える分
一般用	13	8 m ³ 以 下	1,300円	1m ³ につき210 円	1m ³ につき220 円	1m ³ につき230 円
	20		2,450円			
	25		3,900円			
	30		5,500円			
	40		8,100円			

		50		16,000円			
		75		40,400円			
		100		67,900円			
		125		105,400円			
		150		146,000円			
臨時用	農事用	13		125円	1m ³ につき500円		
	農事用以外	13		1,250円			
		20		2,500円			
		25		3,130円			
		30		3,750円			
		40		5,000円			
		50		18,750円			
		75		25,000円			
公衆浴場用			1m ³ につき140円				
消火栓（消火訓練に使用したとき）		50以下	1個の放水時間5分までごとに2,250円				
		65	1個の放水時間5分までごとに3,500円				
備考 一般用の従量料金は、従量料金欄に定めた水量の区分に従って当該区分に応ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。							

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加賀市水道事業給水条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分として算定する使用水量に係る水道料金から適用し、施行日の属する月分として算定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

議 案 第 53 号

加賀市公共下水道条例の一部改正について

加賀市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市公共下水道条例の一部を改正する条例

加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

使用料

汚水区分	基本使用料 (1月につき)		従量使用料(1月につき)		
			排水量区分		
	排水量	料金	8m ³ を超え 50m ³ 以下	50m ³ を超え 1,000m ³ 以下	1,000m ³ を超 える分
一般汚水	8m ³ 以下	1,200 円	1m ³ につき 155 円	1m ³ につき 160 円	1m ³ につき 165 円
公衆浴場用汚水 温泉汚水 その他の汚水	1m ³ につき 100 円				

備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀市公共下水道条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月分として算定する排水量に係る下水道使用料について適用し、施行日の属する月分として算定する排水量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 5 4 号

加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部改正について

加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部を改正する条例

加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例(平成17年加賀市条例第196号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第14条関係)

使用料

汚水区分	基本使用料 (1月につき)		従量使用料 (1月につき)		
			排水量区分		
	排水量	料金	8m ³ を超え 50m ³ 以下	50m ³ を超え 1,000m ³ 以下	1,000m ³ を超え る分
一般汚水	8m ³ 以下	1,200 円	1m ³ につき155 円	1m ³ につき160 円	1m ³ につき165 円
公衆浴場用汚水 温泉汚水 その他の汚水	1m ³ につき 100 円				

備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月分として算定する排水量に応じた農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設(以下この項において「集排施設」という。)の使用に係る使用料について適用し、施行日の属する月分として算定する排水量に応じた集排施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 5 5 号

加賀市地域下水道条例の一部改正について

加賀市地域下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

加賀市地域下水道条例の一部を改正する条例

加賀市地域下水道条例(平成17年加賀市条例第195号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

使用料

汚水区分	基本使用料 (1月につき)		従量使用料（1月につき）		
			排水量区分		
	排水量	料金	8m ³ を超え 50m ³ 以下	50m ³ を超え 1,000m ³ 以下	1,000m ³ を超え る分
一般汚水	8m ³ 以下	1,200円	1m ³ につき155 円	1m ³ につき160 円	1m ³ につき165 円
公衆浴場用汚水 温泉汚水 その他の汚水	1m ³ につき100円				
備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該 区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀市地域下水道条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月分として算定する排水量に応じた地域下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日の属する月分として算定する排水量に応じた地域下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 5 6 号

令和7年度加賀市決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度加賀市歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

- 1 令和7年度加賀市歳入歳出決算
 - (1) 一般会計歳入歳出決算
 - (2) 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - (3) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - (4) 介護保険特別会計歳入歳出決算
 - (5) 加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出決算
 - (6) 加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出決算
- 2 地方自治法第233条第5項に規定する添付書類
 - (1) 主要施策報告書
 - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

議 案 第 57 号

令和7年度加賀市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和7年度加賀市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

- 1 令和7年度加賀市病院事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 収益費用明細書
 - (4) 固定資産明細書
 - (5) 企業債明細書

議 案 第 5 8 号

令和7年度加賀市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和7年度加賀市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

- 1 令和7年度加賀市水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 収益費用明細書
 - (4) 固定資産明細書
 - (5) 企業債明細書

議 案 第 5 9 号

令和7年度加賀市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和7年度加賀市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

- 1 令和7年度加賀市下水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 収益費用明細書
 - (4) 固定資産明細書
 - (5) 企業債明細書

議 案 第 6 0 号

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

- 1 工 事 名 称 山中温泉文化会館及び山中児童センター解体工事
- 2 工 事 場 所 加賀市山中温泉西桂木町地内
- 3 契 約 金 額 319,880,000円
- 4 契約の相手方 谷口・ミヤジマ・ダイド特定建設工事共同企業体
代表者 石川県加賀市山中温泉泉町145番地
株式会社谷口工務店
代表取締役 谷口 長久
構成員 石川県加賀市山中温泉二天町ホ40番地3
株式会社ミヤジマ建設
代表取締役 今井 剛
構成員 石川県加賀市熊坂町ニの32番地

ダイド建設株式会社

代表取締役 田中 茂樹

議 案 第 6 1 号

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

令和8年9月4日提出

加賀市長 山 田 利 明

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 称 | 平岩橋修繕工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加賀市山中温泉菅谷町地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 268,510,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 石川県加賀市山中温泉二天町ホ40番地3
株式会社ミヤジマ建設
代表取締役 今井 剛 |

【参考資料】

条例案件新旧対照表

令和 8 年

9 月加賀市議会定例会

令和8年9月加賀市議会定例会
条例案件新旧対照表

－ 目 次 －

件 名	頁
(議案第50号) 山中温泉文化会館及び山中児童センターの廃止等に伴う 関係条例の整理に関する条例について	1
(議案第51号) 加賀市営住宅条例の一部改正について	17
(議案第52号) 加賀市水道事業給水条例の一部改正について	19
(議案第53号) 加賀市公共下水道条例の一部改正について	22
(議案第54号) 加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設 条例の一部改正について	24
(議案第55号) 加賀市地域下水道条例の一部改正について	26

第1条関係：加賀市立文化会館条例(平成17年加賀市条例第110号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<u>加賀市立文化会館条例</u> （設置） 第1条 市民の文化の振興、教養の向上及び集会その他各種行事に使用し、もって市民の福祉の増進に資するため、<u>文化会館</u> _____を設置する。 <u>（名称及び位置）</u> 第2条 <u>文化会館の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。</u> — — ※第3条 略 （指定管理者による管理） 第4条 <u>加賀市文化会館</u>の管理は、法人その他の団体であって、加賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。 <u>2 山中温泉文化会館については、使用料については市長が、施設の管理については教育委員会がこれを行う。この場合において、第6条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「教育委員会の承認を得てこれを変更する」とあるのは「これを変更する」と、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「教育委員会の承認を得て臨時に休館する」とあるのは「臨時に休館する」と、第8条の見出し及び同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、同条第</u>	<u>加賀市文化会館条例</u> （設置） 第1条 市民の文化の振興、教養の向上及び集会その他各種行事に使用し、もって市民の福祉の増進に資するため、<u>加賀市文化会館</u>(以下「文化会館」という。)<u>を</u>設置する。 <u>（名称及び位置）</u> 第2条 <u>文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> 名称 <u>加賀市文化会館</u> 位置 <u>加賀市山代温泉北部2丁目68番地</u> ※第3条 略 （指定管理者による管理） 第4条 <u>文化会館</u> _____の管理は、法人その他の団体であって、加賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。 —	

2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第10条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第11条(見出しを含む。)中「利用」とあるのは「使用」と、第12条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用」とあるのは「使用」と、第13条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、同項第2号中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第14条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、同条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第15条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第16条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「別表第3に」と、第17条中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一

部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、
第18条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指
定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」
と、第19条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中
「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」
とあるのは「市長」と、第20条中「利用者」とあるのは「使用者」と、
「利用を」とあるのは「使用を」と、「利用許可」とあるのは「使用
許可」と、「利用に」とあるのは「使用に」と、第21条中「利用者」
とあるのは「使用者」と、第22条第1項中「利用者」とあるのは「使
用者」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項
中「屋外広場利用」とあるのは「屋外広場使用」と、「指定管理者」
とあるのは「教育委員会」と、第23条中「利用料金」とあるのは「使
用料」と読み替える。

※第5条から第15条まで 略

(利用料金の納入)

第16条 ※本文 略

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が
あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

※第17条から第23条まで 略

附 則

※1から3まで 略

(教育委員会による管理)

4 第4条第1項の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものが
ないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治

※第5条から第15条まで 略

(利用料金の納入)

第16条 ※本文 略

2 利用料金は、別表 〃 に掲げる額の範囲内において、指定管理者が
あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

※第17条から第23条まで 略

附 則

※1から3まで 略

(教育委員会による管理)

4 第4条 〃 の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものが
ないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治

法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会が加賀市文化会館の管理を行うものとする。

- 5 前項の規定により教育委員会が管理を行う場合においては、第6条第2項及び第7条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会は、必要と認めるときは、」と、第8条の見出し中「利用期間」とあるのは「使用期間」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第10条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第11条の見出し中「長期独占の利用」とあるのは「長期独占の使用」と、同条中「利用」とあるのは「使用」と、第12条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用」とあるのは「使用」と、第13条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、同項第2号中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第14条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、同条中「利用者」

法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会が文化会館の管理を行うものとする。

- 5 前項の規定により教育委員会が管理を行う場合においては、第6条第2項及び第7条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会は、必要と認めるときは、」と、第8条の見出し中「利用期間」とあるのは「使用期間」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第10条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第11条の見出し中「長期独占の利用」とあるのは「長期独占の使用」と、同条中「利用」とあるのは「使用」と、条12条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用」とあるのは「使用」と、第13条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、同項第2号中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第14条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、同条中「利用者」

とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第15条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第16条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第17条中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第18条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第19条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「利用に」とあるのは「使用に」と、第21条中「利用者」とあるのは「使用者」と、第22条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「屋外広場利用」とあるのは「屋外広場使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第23条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「利用に」とあるのは「使用に」

とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第15条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第16条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第17条中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第18条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第19条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「利用に」とあるのは「使用に」と、第21条中「利用者」とあるのは「使用者」と、第22条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「屋外広場利用」とあるのは「屋外広場使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第23条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「利用に」とあるのは「使用に」

と読み替えるものとする。

別表第1(第2条関係)

名称及び位置

名称	位置
加賀市文化会館	加賀市山代温泉北部2丁目68番地
山中温泉文化会館	加賀市山中温泉西桂木町ト5番地1

別表第2(第16条関係)

1 加賀市文化会館ホール等利用料金

※表 略

備考

1 利用者が、入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合の利用料金は、当該入場料_____に次の各号に定める率に相当する分を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、異なる2種類以上の入場料を徴収するときは、その最高額を当該入場料とみなす。

※(1)から(3)まで 略

※2から9まで 略

2 加賀市文化会館会議室利用料金

※表 略

備考

1 加賀市文化会館ホール等利用料金備考第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—

—

—

別表_____(第16条関係)

1 _____ホール等利用料金

※表 略

備考

1 利用者が、入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合の利用料金は、この表に定める金額に次の各号に定める率に相当する分を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、異なる2種類以上の入場料を徴収するときは、その最高額を当該入場料とみなす。

※(1)から(3)まで 略

※2から9まで 略

2 _____会議室利用料金

※表 略

備考

1 _____ホール等利用料金備考第1項、第2項、第4項_____
__及び第7項の規定を準用する。

※2 略

別表第3(第16条関係)

1 山中温泉文化会館ホール等使用料

(単位：円)

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホ	平日	17,300	27,100	35,900	68,200
一ル	土・日・祝 旦	22,200	34,600	44,600	85,500
第一控室		730	970	1,220	2,450
第二控室		730	970	1,220	2,450
第三控室		730	970	1,220	2,450
特A会議室		2,920	3,860	5,260	10,000
特B会議室		5,030	6,200	7,600	14,000
特C会議室		2,340	2,680	3,510	6,550

備考 別表第2の1加賀市文化会館ホール等利用料金備考第1項から第8項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用者」「利用料金」「利用時間」「利用する」「利用に」「ホワイエ」とあるのは、それぞれ「使用者」「使用料」「使用時間」「使用する」「使用に」「ロビー」と読み替えるものとする。

2 山中温泉文化会館会議室等使用料

(単位：円)

※2 略

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
<u>第一会議室</u>	1時間	<u>1,260</u>
<u>第二会議室</u>		<u>700</u>
<u>第四会議室</u>		<u>700</u>
<u>大和室</u>		<u>970</u>
<u>小和室</u>		<u>410</u>
<u>視聴覚室</u>		<u>700</u>
<u>婦人教室</u>		<u>700</u>
<u>備考</u>		
<u>1 別表第2の1加賀市文化会館ホール等利用料金備考第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用者」「利用料金」「利用する」「利用に」とあるのは、それぞれ「使用者」「使用料」「使用する」「使用に」と読み替えるものとする。</u>		
<u>2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて使用料を計算する。</u>		

第2条関係：加賀市地区会館条例(平成17年加賀市条例第73号)新旧対照表

現行		改正後（案）		備考
※本則 略		※本則 略		
別表第1(第2条関係)		<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		
名称及び位置		名称及び位置		
名称	位置	名称	位置	
※加賀市立大聖寺地区会館の項から加賀市立塩屋地区会館の項まで 略	※略	※加賀市立大聖寺地区会館の項から加賀市立塩屋地区会館の項まで 略	※略	
加賀市立山中温泉地区会館	加賀市山中温泉西桂木町ト5番地1 山中温泉文化会館内	加賀市立山中温泉地区会館	加賀市山中温泉西桂木町ト19番地1 山中図書館内	
※加賀市立河南地区会館の項から加賀市立東谷地区会館の項まで 略	※略	※加賀市立河南地区会館の項から加賀市立東谷地区会館の項まで 略	※略	

第3条関係：加賀市公民館条例(平成17年加賀市条例第96号)新旧対照表

現行			改正後（案）			備考
※本則 略			※本則 略			
別表(第2条関係)			附 則 この条例は、公布の日から施行する。			
名称及び位置			名称及び位置			
名称		位置	名称		位置	
中央公 民館	※略	※略	中央公 民館	※略	※略	
地区公 民館	※加賀市立大聖寺公民館の項から加賀市立塩屋公民館の項まで略	※略	地区公 民館	※加賀市立大聖寺公民館の項から加賀市立塩屋公民館の項まで略	※略	
加賀市立山中温泉公民館		加賀市山中温泉西桂木町ト5番地1	加賀市立山中温泉公民館		加賀市山中温泉西桂木町ト19番地1 山中図書館内	
※加賀市立河南公民館の項から加賀市立東谷公民館の項まで略		※略	※加賀市立河南公民館の項から加賀市立東谷公民館の項まで略		※略	

第4条関係：加賀市老人福祉センター及び児童センター条例(平成17年加賀市条例第121号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第5条まで 略 （開館時間） 第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、センター(<u>山中児童センターのプラネタリウム(以下「プラネタリウム」という。)</u>を除く。)の目的外使用に係る開館時間は、午後6時から午後10時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。 （休館日） 第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>山中児童センター</u> ア <u>火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)</u>の翌日に当たるときは、その翌日) イ <u>第3日曜日(この日が祝日法による休日の翌日に当たるときは、その翌日)</u> ウ <u>祝日法による休日の翌日</u> エ <u>12月29日から翌年1月3日までの日(次号において「年末年始」という。)</u> (2) <u>山中児童センターを除くセンター</u>	※第1条から第5条まで 略 （開館時間） 第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、センター_____の目的外使用に係る開館時間は、午後6時から午後10時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。 （休館日） 第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>日曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(こどもの日を除く。)</u> (3) <u>12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u> — — — —	

ア 日曜日

イ 祝日法による休日(こどもの日を除く。)

ウ 年末年始

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てセンターを臨時に休館することができる。

(利用者)

第8条 センター(プラネタリウムを除く。以下同じ。)を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 老人福祉センター 60歳以上の者及びその付添者

(2) 児童センター 児童及びその付添者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

※第9条から第15条まで 略

(プラネタリウム観覧料)

第16条 プラネタリウムを観覧する者は、観覧料を前納しなければならない。

2 観覧料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市内に住所を有する者、高校生以下及び障害者等(公の施設の使用料に関し別に規則で定める者)の観覧料は、無料とする。

4 市内に住所を有しない高齢者(75歳以上の者をいう。)の個人の観覧料は、別表第3に定める金額の半額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(観覧料の収入)

—

—

—

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てセンターを臨時に休館することができる。

(利用者)

第8条 センター_____を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 老人福祉センター 60歳以上の者及びその付添者

(2) 児童センター 児童及びその付添者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

※第9条から第15条まで 略

—

—

—

—

—

—

第17条 市長は、指定管理者に観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。

（観覧料の減免）

第18条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の不還付）

第19条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、指定管理者等が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第20条 利用者等は、センターの利用等を終えたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第21条 利用者等は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

※1から5まで 略

6 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第6条第2項及び第7条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは、」と、第8条の見

（使用料等の不還付）

第16条 既納の_____使用料は、還付しない。ただし、指定管理者等が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第17条 利用者等は、センターの利用等を終えたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第18条 利用者等は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

※1から5まで 略

6 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第6条第2項及び第7条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは、」と、第8条の見

出し中「利用者」とあるのは「使用者」と、同条中「利用」とあるのは「使用」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第10条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用等」とあるのは「使用等」と、同条第1項中「指定管理者又は市長(以下「指定管理者等」という。)」とあるのは「市長」と、「利用の許可を受けた者」とあるのは「使用の許可を受けた者」と、「前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)(以下これらを「利用者等」とあるのは「前条第1項の規定による使用(以下「目的外使用」という。)の許可を受けた者(以下「目的外使用者」という。)(以下これらを「使用者等」と、「利用又は使用(以下「利用等」とあるのは「使用又は目的外使用(以下「使用等」と、同項第1号中「利用等」とあるのは「使用等」と、同項第2号中「利用等許可」とあるのは「使用等許可」と、同条第2項中「指定管理者等」とあるのは「市長」と、「利用者等」とあるのは「使用者等」と、第13条の見出し中「目的外利用等及び利用等権譲渡」とあるのは「目的外使用等及び使用等権譲渡」と、同条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と、「利用等」とあるのは「使用等」と、第14条中「利用等」とあるのは「使用等」と、「指定管理者等」とあるのは「市長」と、第15条の見出し中「使用料及び利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「使用者」とあるのは「目

出し中「利用者」とあるのは「使用者」と、同条中「利用」とあるのは「使用」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第10条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用等」とあるのは「使用等」と、同条第1項中「指定管理者又は市長(以下「指定管理者等」という。)」とあるのは「市長」と、「利用の許可を受けた者」とあるのは「使用の許可を受けた者」と、「前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)(以下これらを「利用者等」とあるのは「前条第1項の規定による使用(以下「目的外使用」という。)の許可を受けた者(以下「目的外使用者」という。)(以下これらを「使用者等」と、「利用又は使用(以下「利用等」とあるのは「使用又は目的外使用(以下「使用等」と、同項第1号中「利用等」とあるのは「使用等」と、同項第2号中「利用等許可」とあるのは「使用等許可」と、同条第2項中「指定管理者等」とあるのは「市長」と、「利用者等」とあるのは「使用者等」と、第13条の見出し中「目的外利用等及び利用等権譲渡」とあるのは「目的外使用等及び使用等権譲渡」と、同条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と、「利用等」とあるのは「使用等」と、第14条中「利用等」とあるのは「使用等」と、「指定管理者等」とあるのは「市長」と、第15条の見出し中「使用料及び利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「使用者」とあるのは「目

的外使用者」と、第16条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第17条中「観覧料」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、観覧料の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第18条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条ただし書中「指定管理者等」とあるのは「市長」と、第20条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と、「利用等」とあるのは「使用等」と、第21条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と読み替えるものとする。

別表第1(第2条関係)

名称及び位置

名称	位置
※片山津老人福祉センターの項から作見児童センターの項まで 略	※ 略
山中児童センター	加賀市山中温泉西桂木町ト10番地1

※別表第2 略

別表第3(第16条関係)

観覧料

区分	単位	金額
個人	1人1回	110円

的外使用者」と_____

_____,第16条ただし書中「指定管理者等」とあるのは「市長」と、第17条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と、「利用等」とあるのは「使用等」と、第18条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称及び位置

名称	位置
※片山津老人福祉センターの項から作見児童センターの項まで 略	※ 略
山中児童センター	加賀市山中温泉湯の出町レ11番地 山中総合福祉センター内

※別表第2 略

—

—

—

団体	1人1回	90円		
備考 団体とは、10人以上のものをいう。			—	

加賀市営住宅条例(平成17年加賀市条例第185号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第10条まで 略 （入居の手続） 第11条 入居決定者は、第8条第2項の規定による通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認めるものが連帯保証人として連署した請書を提出すること。 （2） 第19条に規定する敷金を納付すること。 2 入居決定者がやむを得ない事情により前項の手続を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に掲げる手続をしなければならない。 — —	※第1条から第10条まで 略 （入居の手続） 第11条 入居決定者は、第8条第2項の規定による通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認めるものが連帯保証人として連署した請書を提出すること。 （2） 第19条に規定する敷金を納付すること。 2 入居決定者がやむを得ない事情により前項の手続を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に掲げる手続をしなければならない。 <u>3 第1項第1号の連帯保証人が保証する極度額は、入居時における家賃の12月分に相当する額とする。</u> <u>4 第1項第1号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下この項において同じ。）のうち、市長が指定するものと家賃に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって請書の連帯保証人の連署に代えることができる。</u>	

— <u>3</u> 市長は、入居決定者が<u>前2項</u>に規定する期間内に第1項に掲げる手続をしないときは、当該入居決定者に係る入居者としての決定を取り消すことができる。 <u>4</u> 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の規定により入居の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに、市営住宅への入居が可能となる日(以下「入居可能日」という。)を通知しなければならない。 <u>5</u> 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。 ※以下 略	<u>5</u> 市長は、<u>特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書の連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> <u>6</u> 市長は、入居決定者が<u>第1項又は第2項</u>に規定する期間内に第1項に掲げる手続をしないときは、当該入居決定者に係る入居者としての決定を取り消すことができる。 <u>7</u> 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の規定により入居の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに、市営住宅への入居が可能となる日(以下「入居可能日」という。)を通知しなければならない。 <u>8</u> 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。 ※以下 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
---	---

現行							改正後（案）							備考																																																							
※本則 略							※本則 略																																																														
							附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の加賀市水道事業給水条例別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月分として算定する使用水量に係る水道料金から適用し、施行日の属する月分として算定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。																																																														
別表第1(第27条関係) 水道料金基礎額算定表 <table><tr><th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">口径 (mm)</th><th colspan="2">基本料金 (1月につき)</th><th colspan="3">水量料金(1月につき)</th></tr><tr><th rowspan="2">水量</th><th rowspan="2">料金</th><th colspan="3">水量区分</th></tr><tr><th></th><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr><tr><td>一般用</td><td>13</td><td>8m³以下</td><td>1,040円</td><td>8m³を超え10m³以下</td><td>50m³を超え1,000m³を超える分</td><td>1,000m³を超える分</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1m³につき14円3円</td><td>1m³につき18円2円</td><td>1m³につき18円6円</td></tr></table>							用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		水量料金(1月につき)			水量	料金	水量区分					1	2	3	一般用	13	8m³以下	1,040円	8m³を超え10m³以下	50m³を超え1,000m³を超える分	1,000m³を超える分					1m³につき14円3円	1m³につき18円2円	1m³につき18円6円	別表第1(第27条関係) 水道料金基礎額算定表 <table><tr><th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">口径 (mm)</th><th colspan="2">基本料金 (1月につき)</th><th colspan="3">従量料金(1月につき)</th></tr><tr><th rowspan="2">水量</th><th rowspan="2">料金</th><th colspan="3">水量区分</th></tr><tr><th></th><th></th><td>8m³を超え50m³以下</td><td>50m³を超え1,000m³以下</td><td>1,000m³を超える分</td></tr><tr><td>一般用</td><td>13</td><td>8m³以下</td><td>1,300円</td><td>1m³につき20円</td><td>1m³につき20円</td><td>1m³につき23円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金(1月につき)			水量	料金	水量区分					8m³を超え50m³以下	50m³を超え1,000m³以下	1,000m³を超える分	一般用	13	8m³以下	1,300円	1m³につき20円	1m³につき20円	1m³につき23円							
用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		水量料金(1月につき)																																																																	
		水量	料金	水量区分																																																																	
				1	2	3																																																															
一般用	13	8m³以下	1,040円	8m³を超え10m³以下	50m³を超え1,000m³を超える分	1,000m³を超える分																																																															
				1m³につき14円3円	1m³につき18円2円	1m³につき18円6円																																																															
用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金(1月につき)																																																																	
		水量	料金	水量区分																																																																	
				8m³を超え50m³以下	50m³を超え1,000m³以下	1,000m³を超える分																																																															
一般用	13	8m³以下	1,300円	1m³につき20円	1m³につき20円	1m³につき23円																																																															

[illegible]

		<u>30</u>	<u>3,000円</u>
		<u>40</u>	<u>4,000円</u>
		<u>50</u>	<u>15,000</u>
			<u>円</u>
		<u>75</u>	<u>20,000</u>
			<u>円</u>
<u>公衆浴場用</u>		<u>1m³につき106円</u>	
<u>消火栓(消火</u>	<u>50</u>	<u>1個の放水時間5分までごとに1,800円</u>	
<u>訓練に使用</u>	<u>下</u>		
<u>したとき)</u>	<u>65</u>	<u>1個の放水時間5分までごとに2,800円</u>	
<u>備考 一般用の水量料金は、水量料金欄に定めた水量の区分に従って当該区分に応ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。</u>			

		<u>30</u>	<u>3,750円</u>
		<u>40</u>	<u>5,000円</u>
		<u>50</u>	<u>18,750</u>
			<u>円</u>
		<u>75</u>	<u>25,000</u>
			<u>円</u>
<u>公衆浴場用</u>		<u>1m³につき140円</u>	
<u>消火栓(消火</u>	<u>50</u>	<u>1個の放水時間5分までごとに2,250円</u>	
<u>訓練に使用</u>	<u>下</u>		
<u>したとき)</u>	<u>65</u>	<u>1個の放水時間5分までごとに3,500円</u>	
<u>備考 一般用の従量料金は、従量料金欄に定めた水量の区分に従って当該区分に応ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。</u>			

加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)新旧対照表

現行					改正後（案）						備考	
※本則 略					※本則 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の加賀市公共下水道条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月分として算定する排水量に係る下水道使用料について適用し、施行日の属する月分として算定する排水量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。							
別表(第14条関係)					別表(第14条関係)							
使用料					使用料							
汚水区分		基本排水量	基本料金	超過料金(1m³につき)		汚水区分	基本使用料 (1月につき)		従量使用料（1月につき）			
一般汚水	10m³以下	1,200円	10m³を超え50m³以下	130円	排水量区分							
			50m³を超え1,000m³以下	135円	排水量		料金	8m³を超え50m³以下	50m³を超え1,000m³以下	1,000m³を超える分		
			1,000m³を超える分	140円								
公衆浴場用汚水	1m³につき85円				一般汚水	8m³以下	1,200円	1m³につき155円	1m³につき160円	1m³につき165円		
温泉汚水					公衆浴場用汚水	1m³につき100円						
その他の汚水					温泉汚水						その他の汚水	
備考 一般汚水の使用料は、排水量区分に従って当該区分に応ずる排水量に順次乗じて得た金額の合計額とする。												

備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。

加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例(平成17年加賀市条例第196号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考																																			
※本則 略	※本則 略 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の加賀市農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分として算定する排水量に応じた農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設（以下この項において「集排施設」という。）の使用に係る使用料について適用し、施行日の属する月分として算定する排水量に応じた集排施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 別表2（第14条関係） 使用料基礎額算定表（1月につき） <table><tr><th>汚水区分</th><th>基本排水量</th><th>基本料金</th><th colspan="2">超過料金（1m³につき）</th></tr><tr><td>一般汚水</td><td>10m³以下</td><td>1,200円</td><td>10m³を超え50m³以下</td><td>130円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>50m³を超え1,000m³以下</td><td>135円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>1,000m³を超える分</td><td>140円</td></tr><tr><td>公衆浴場用汚水</td><td colspan="4">1m³につき85円</td></tr><tr><td>温泉汚水</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>その他の汚水</td><td colspan="4"></td></tr></table>	汚水区分	基本排水量	基本料金	超過料金（1m³につき）		一般汚水	10m³以下	1,200円	10m³を超え50m³以下	130円				50m³を超え1,000m³以下	135円				1,000m³を超える分	140円	公衆浴場用汚水	1m³につき85円				温泉汚水					その他の汚水					
汚水区分	基本排水量	基本料金	超過料金（1m³につき）																																		
一般汚水	10m³以下	1,200円	10m³を超え50m³以下	130円																																	
			50m³を超え1,000m³以下	135円																																	
			1,000m³を超える分	140円																																	
公衆浴場用汚水	1m³につき85円																																				
温泉汚水																																					
その他の汚水																																					
	使用料 <table><tr><th rowspan="2">汚水区分</th><th colspan="2">基本使用料 （1月につき）</th><th colspan="3">従量使用料（1月につき）</th></tr><tr><th>排水量</th><th>料金</th><th colspan="3">排水量区分</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>8m³を超え 50m³以下</td><td>50m³を超え 1,000m³以下</td><td>1,000m³を 超える分</td></tr><tr><td>一般汚水</td><td>8m³以下</td><td>1,200円</td><td>1m³につき 155円</td><td>1m³につ き 160円</td><td>1m³につき 165円</td></tr></table>	汚水区分	基本使用料 （1月につき）		従量使用料（1月につき）			排水量	料金	排水量区分						8m³を超え 50m³以下	50m³を超え 1,000m³以下	1,000m³を 超える分	一般汚水	8m³以下	1,200円	1m³につき 155円	1m³につ き 160円	1m³につき 165円													
汚水区分	基本使用料 （1月につき）		従量使用料（1月につき）																																		
	排水量	料金	排水量区分																																		
			8m³を超え 50m³以下	50m³を超え 1,000m³以下	1,000m³を 超える分																																
一般汚水	8m³以下	1,200円	1m³につき 155円	1m³につ き 160円	1m³につき 165円																																

備考 一般汚水の使用料は、排水量区分に従って当該区分に応ずる排水量に順次乗じて得た金額の合計額とする。	<table> <tr> <td data-bbox="1081 209 1290 352"> 公衆浴場用汚水 温泉汚水 その他の汚水 </td><td data-bbox="1290 209 1973 352"> 1m³につき 100 円 </td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1081 352 1973 493"> 備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。 </td></tr> </table>	公衆浴場用汚水 温泉汚水 その他の汚水	1m³につき 100 円	備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。	
公衆浴場用汚水 温泉汚水 その他の汚水	1m³につき 100 円				
備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。					

加賀市地域下水道条例(平成17年加賀市条例第195号)新旧対照表

現行					改正後（案）						備考																																																																						
※本則 略					※本則 略 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の加賀市地域下水道条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分として算定する排水量に応じた地域下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日の属する月分として算定する排水量に応じた地域下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。																																																																												
別表(第14条関係)					別表(第14条関係)																																																																												
使用料基礎額算定表(1月につき)					使用料																																																																												
<table><tr><th>汚水区分</th><th>基本排水量</th><th>基本料金</th><th colspan="2">超過料金(1m³につき)</th></tr><tr><td rowspan="3">一般汚水</td><td rowspan="3">10m³以下</td><td rowspan="3">1,200円</td><td>10m³を超え50m³以下</td><td>130円</td></tr><tr><td>50m³を超え1,000m³以下</td><td>135円</td></tr><tr><td>1,000m³を超える分</td><td>140円</td></tr><tr><td>公衆浴場用汚水</td><td colspan="4">1m³につき85円</td></tr><tr><td>温泉汚水</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>その他の汚水</td><td colspan="4"></td></tr></table>					汚水区分	基本排水量	基本料金	超過料金(1m³につき)		一般汚水	10m³以下	1,200円	10m³を超え50m³以下	130円	50m³を超え1,000m³以下	135円	1,000m³を超える分	140円	公衆浴場用汚水	1m³につき85円				温泉汚水					その他の汚水					<table><tr><th rowspan="2">汚水区分</th><th colspan="2">基本使用料 (1月につき)</th><th colspan="3">従量使用料（1月につき）</th></tr><tr><th>排水量</th><th>料金</th><th colspan="3">排水量区分</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>8m³を超え 50m³以下</td><td>50m³を超え 1,000m³以下</td><td>1,000m³を 超える分</td></tr><tr><td>一般汚水</td><td>8m³以下</td><td>1,200円</td><td>1m³につき 155円</td><td>1m³につ き 160円</td><td>1m³につき 165円</td></tr><tr><td>公衆浴場用汚水</td><td colspan="5">1m³につき 100円</td></tr><tr><td>温泉汚水</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>その他の汚水</td><td colspan="5"></td></tr></table>						汚水区分	基本使用料 (1月につき)		従量使用料（1月につき）			排水量	料金	排水量区分						8m³を超え 50m³以下	50m³を超え 1,000m³以下	1,000m³を 超える分	一般汚水	8m³以下	1,200円	1m³につき 155円	1m³につ き 160円	1m³につき 165円	公衆浴場用汚水	1m³につき 100円					温泉汚水						その他の汚水						
汚水区分	基本排水量	基本料金	超過料金(1m³につき)																																																																														
一般汚水	10m³以下	1,200円	10m³を超え50m³以下	130円																																																																													
			50m³を超え1,000m³以下	135円																																																																													
			1,000m³を超える分	140円																																																																													
公衆浴場用汚水	1m³につき85円																																																																																
温泉汚水																																																																																	
その他の汚水																																																																																	
汚水区分	基本使用料 (1月につき)		従量使用料（1月につき）																																																																														
	排水量	料金	排水量区分																																																																														
			8m³を超え 50m³以下	50m³を超え 1,000m³以下	1,000m³を 超える分																																																																												
一般汚水	8m³以下	1,200円	1m³につき 155円	1m³につ き 160円	1m³につき 165円																																																																												
公衆浴場用汚水	1m³につき 100円																																																																																
温泉汚水																																																																																	
その他の汚水																																																																																	
備考 一般汚水の使用料は、排水量区分に従って当該区分に応ずる排水量に順次乗じて得た金額の合計額とする。																																																																																	

備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた排水量の区分に従って当該区分に応ずる排水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。
